

## 九州大学における学生等に係る証明書交付に関する規程

令和元年度九大規程第112号

制定：令和2年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における学生等に係る証明書交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「証明書」とは、学部学生、大学院生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、専修生及び特別研究学生として本学に在籍している者又は在籍した者（九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）第16条の規定に基づき博士の学位を授与された者を含む。）に係る証明書をいう。なお、証明書の種類及び名称は、各学部及び学府において定める。

2 この規程において「証明書コンビニ発行サービス」とは、国内のコンビニエンスストアの店舗に設置されているマルチコピー機を利用して証明書を交付するサービスをいう。

(証明書交付管理責任者)

第3条 本学における証明書の交付に係る業務を統括するため、証明書交付管理責任者を置く。

2 証明書交付管理責任者は、教育を担当する理事をもって充てる。

(申請)

第4条 証明書の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、別表に定める申請方法により、在籍する又は在籍していた学部又は学府に申請しなければならない。

2 申請は、交付を希望する日の7日前（国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第31条第5項に定める休日の日数及び郵送に要する日数を除く。以下同じ。）までに申請しなければならない。

3 申請者が前項に定める期限を過ぎて交付申請を行った場合、証明書の不備又は交付の遅れによって申請者に生じる損害について、本学は、その責を負わないものとする。

(交付手数料の納付等)

第5条 申請者は、別表に定める交付手数料及び申請者が指定する郵送方法に必要な郵送料を申請時に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付手数料の納付を要しない申請を行う者が郵送による交付を希望するときは、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(交付手数料納付の例外)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、交付手数料を徴収しない。

(1) 本学の責めに帰すべき事由により交付された証明書では所期の目的を達成できないとする申出があり、交付手数料を再徴収することなく証明書を再交付することが妥当

と認められる場合

- (2) その他管理責任者が特に必要と認めた場合  
(交付手数料の返還)

第7条 既納の交付手数料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者の申出により返還するものとする。

- (1) 本学の責めに帰すべき事由により交付された証明書では所期の目的を達成できず、かつ証明書の再交付では当該所期の目的を達成できないとする申出があり、交付手数料を返還することが妥当と認められる場合
- (2) その他管理責任者が特に必要と認めた場合  
(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

申請者及び申請内容	申請方法	交付手数料（1通につき）	
		交付方法	
		窓口又は郵送	証明書コンビニ発行サービス
現に在籍している者が現在の身分に係る証明書を申請する場合	インターネット 又は 窓口	無料	400円
現に在籍している者が過去に在籍していた際の身分に係る証明書を申請する場合	インターネット	800円	
過去に在籍していた者が過去の身分に係る証明書を申請する場合（九州大学学位規則第16条の規定に基づき博士の学位を授与された者を含む。）	インターネット	800円	

(注) 交付手数料に郵送料は含まない。